

消防整備基本計画

第三次計画

＜令和4（2022）年度～令和7（2025）年度＞



柏崎市消防本部・消防署

<目 次>

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 計画期間と計画策定の基本方向	2
(1) 計画期間	2
(2) 計画策定の基本方向	2
(3) 消防整備基本計画における SDGs を踏まえた施策の推進	3
3 施策体系の分類と個別施策の設定	4
第2章 事業計画	5
1 基本方向Ⅰ 火災予防対策	5
(1) 施策体系1 防火対策の推進	6
ア 個別施策1-1 住宅防火対策の推進	7
イ 個別施策1-2 防火対象物の火災予防対策推進	8
ウ 個別施策1-3 火災調査体制の強化	9
(2) 施策体系2 危険物等事故防止対策の推進	10
ア 個別施策2-1 危険物施設における安全対策の充実	11
イ 個別施策2-2 産業保安施設における安全対策の充実	12
2 基本方向Ⅱ 消防力の充実・強化	13
(1) 施策体系3 消防組織の充実	14
ア 個別施策3-1 職員の採用・任用	15
イ 個別施策3-2 人材育成の推進	16
ウ 個別施策3-3 職員の安全衛生・良好なワークライフバランスの推進	17
(2) 施策体系4 消防施設等の整備	18
ア 個別施策4-1 消防庁舎の整備	20
イ 個別施策4-2 消防車両・資機材の整備	21
ウ 個別施策4-3 消防水利の整備	22
(3) 施策体系5 現場活動体制の強化	23
ア 個別施策5-1 消防活動体制の強化	24
イ 個別施策5-2 救助活動体制の強化	25
ウ 個別施策5-3 救急活動体制の強化	26
(4) 施策体系6 地域防災力の充実強化	27
ア 個別施策6-1 消防団員の確保	28
イ 個別施策6-2 消防団員の教育・訓練	29
ウ 個別施策6-3 消防団施設・装備の整備	30

3 基本方向Ⅲ 原子力・大規模災害への対応	31
(1) 施策体系7 原子力災害対応体制の充実	32
ア 個別施策7-1 原子力災害対応体制の整備	33
イ 個別施策7-2 原子力防護資機材の整備	34
(2) 施策体系8 大規模災害対応体制の充実	35
ア 個別施策8-1 広域応援・受援体制の強化	36
イ 個別施策8-2 関係機関との連携強化	37

第3章 資料編 38

1 基本方向Ⅰ 火災予防対策	38
(1) 市町村別出火件数	38
(2) 住宅用火災警報器	38
(3) 防火対象物	38
(4) 危険物施設	38
(5) 産業保安施設	38
2 基本方向Ⅱ 消防力の充実・強化	39
(1) 職員の教育機関入校状況	39
(2) 市町村別救助件数	39
(3) 市町村別救急件数	39
(4) その他災害件数	40
(5) 緊急通報等受付件数	40
(6) 消防水利数	40
3 基本方向Ⅲ 原子力・大規模災害への対応	41
(1) 広域応援・受援状況	41
(2) 関係機関との連携訓練状況	41
ア 新潟県消防防災航空隊との合同訓練	41
イ 近隣消防本部との合同訓練	42
ウ 柏崎総合医療センターDMATとの合同訓練	42
エ 柏崎地区生コンクリート協同組合との合同訓練	42

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

当消防本部では、将来を見据えた消防体制の整備などを目的として消防整備基本計画を策定し、平成24（2012）年度から平成28（2016）年度までの5年間を第一次計画、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間を第二次計画という中長期的な展望を持ち、消防行政に携わってきました。

上位計画である柏崎市第五次総合計画（以下「市総合計画」という。）の方針を踏まえ、様々な施策を展開し、『頼もしさ』をつなぐまちをめざして」を推進してきたところです。

第二次計画の終期を迎えるに当たり、将来に目を向けると、超高齢化や人口減少の急速な進行はもちろん、社会のグローバル化、南海トラフ地震等巨大地震の発生、国や地方の厳しい財政状況など、消防を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化することが予想されます。

災害の発生状況をみますと、出火件数及び救助件数は減少傾向にあるものの、救急件数は増加の一途をたどり、救急支援やヘリポートの安全管理などを含む出動も緩やかな増加傾向にあり、救急隊に限らず、消防隊や救助隊の出動も増加しています。特に超高齢化の進行によって、ますます多くの救急需要が見込まれることから、救急活動体制の一層の充実喫緊の課題です。

このような環境の変化に的確に対応し、市民が安心するまち、そして住民から信頼され活気あふれる消防を築き上げるためには、地域社会や組織の将来を見据えた目標、課題、施策などを明確にし、スピード感を持って前進していくことが大切です。計画期間を市総合計画にあわせ5年間から4年間に短縮し、「計画の具体化」、「目標の明確化」、「予算との連動」に重点を置いた第三次計画を策定します。



2 計画期間と計画策定の基本方向

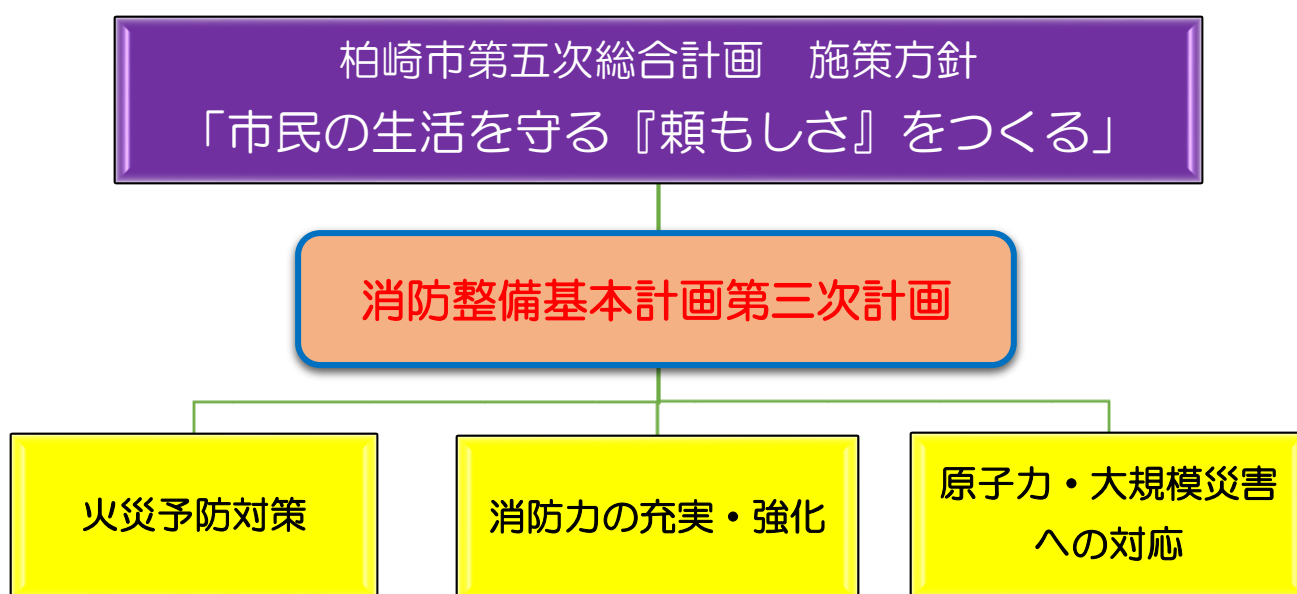
(1) 計画期間

第三次計画は、市総合計画の後期基本計画にあわせた令和4（2022）年度から令和7（2025）年度の4年間とします。また、計画の推進を確かなものとするために、毎年度ローリング方式による見直し作業を行います。

区分 \ 年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
柏崎市総合計画						第五次総合計画基本構想								
						前期基本計画					後期基本計画			
消防整備基本計画														
	消防整備基本計画（第一次計画）					消防整備基本計画（第二次計画）					消防整備基本計画（第三次計画）			

(2) 計画策定の基本方向

市総合計画の施策方針である「市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる」を遂行するため、「火災予防対策」、「消防力の充実・強化」、「原子力・大規模災害への対応」の3つの『基本方向』を掲げます。



(3) 消防整備基本計画におけるSDGsを踏まえた施策の推進

《持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）》

本計画において、特に関連の深いゴールの達成を目指し、各施策を推進します。

【特に関連の深いゴール】



SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国連持続可能な開発目標（SDGs）			
1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
5 ジェンダー平等を達成しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	12 つくも責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

3 施策体系の分類と個別施策の設定

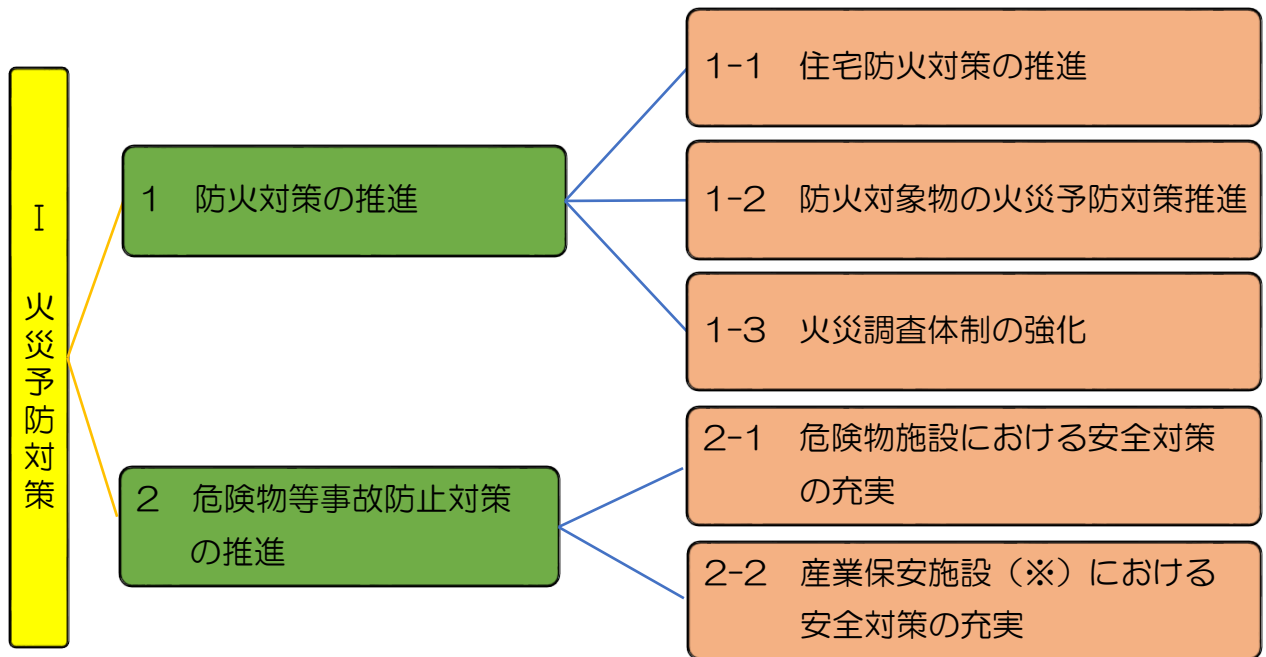
基本方向に基づき、8つの「施策体系」とそれらに対する21の「個別施策」を展開し、計画を進めていきます。

基本方向	施策体系	個別施策
Ⅰ 火災予防対策	1 防火対策の推進	1-1 住宅防火対策の推進
		1-2 防火対象物の火災予防対策推進
		1-3 火災調査体制の強化
	2 危険物等事故防止対策の推進	2-1 危険物施設における安全対策の充実
		2-2 産業保安施設における安全対策の充実
Ⅱ 消防力の充実・強化	3 消防組織の充実	3-1 職員の採用・任用
		3-2 人材育成の推進
		3-3 職員の安全衛生・良好なワークライフバランスの推進
	4 消防施設等の整備	4-1 消防庁舎の整備
		4-2 消防車両・資機材の整備
		4-3 消防水利の整備
	5 現場活動体制の強化	5-1 消防活動体制の強化
		5-2 救助活動体制の強化
		5-3 救急活動体制の強化
	6 地域防災力の充実強化	6-1 消防団員の確保
		6-2 消防団員の教育・訓練
		6-3 消防団施設・装備の整備
Ⅲ 原子力・大規模災害への対応	7 原子力災害対応体制の充実	7-1 原子力災害対応体制の整備
		7-2 原子力防護資機材の整備
	8 大規模災害対応体制の充実	8-1 広域応援・受援体制の強化
		8-2 関係機関との連携強化

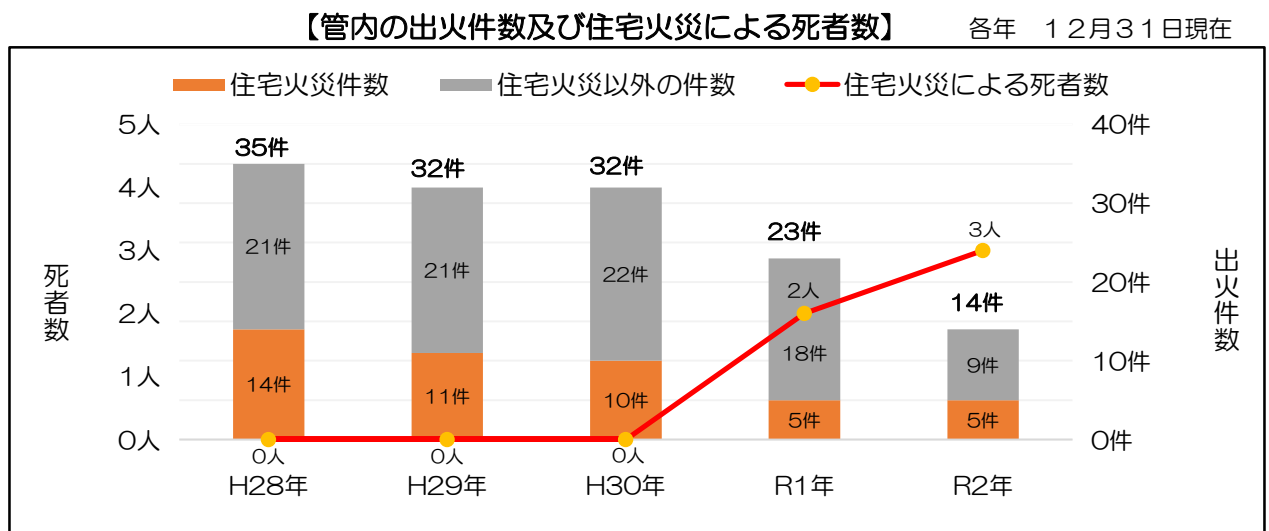
第2章 事業計画

1 基本方向Ⅰ 火災予防対策

基本方向Ⅰでは、2つの施策体系と5つの個別施策により火災予防対策の推進を図ります。



※産業保安施設：火薬類施設、武器（猟銃）施設、高圧ガス保安法事業所、液化石油ガス法事業所



（注）1 管内：柏崎市、刈羽村、出雲崎町
2 死者数：放火自殺は除く

(1) 施策体系 1 防火対策の推進

<現状>

近年、全国的に出火件数及び死者数とも減少傾向ですが、住宅火災による死者数をみると、65歳以上の高齢者の占める割合が約7割と高い水準で推移している状況であり、今後、更なる高齢化の進展により高齢者の死者数割合の増加が懸念されています。

管内における平成28（2016）年から5年間の出火件数も減少傾向にあるものの、住宅火災における死者数は、放火自殺を除き高齢者3人を含む5人となっており、出火防止と高齢者を中心とした死者数低減を図るための防火啓発活動に取り組んでいます。

住宅用火災警報器の管内設置率は、県内及び全国平均を上回っています。平成23（2011）年にすべての住宅に設置が義務化されてから10年以上が経過し、電池切れや本体内部の電子部品の劣化などにより、火災を感知しなくなるおそれがあるため、「10年を目安とした取替え」と「連動型住宅用火災警報器の推奨」を啓発しています。

防火対象物に対する火災予防対策として、重大な消防法令違反対象物の公表制度に係る火災予防条例の改正を行うとともに、火災予防査察規程に基づく計画的な立入検査により違反是正に取り組んでいます。

火災調査では、出火原因の究明や損害状況等を把握し、類似火災の防止と被害の軽減に努めています。

<<課題>>

- ◆ 効果的な出火防止策の啓発
- ◆ 住宅用火災警報器の適切な維持管理及び取替えの推進
- ◆ 高齢者を中心とした防火対策の推進
- ◆ 事業所における防火意識の向上及び防火管理体制の強化
- ◆ 消防法令違反の防火対象物への継続した是正指導
- ◆ 消防同意事務及び立入検査に関する専門知識を有する職員の養成
- ◆ 火災調査に関する専門知識を有する職員の養成

★個別施策★

- 1-1 住宅防火対策の推進
- 1-2 防火対象物の火災予防対策推進
- 1-3 火災調査体制の強化

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
くらしの防火セミナー開催数	17回	20回
消防用設備等点検結果報告率	48.9%	55%

ア 個別施策 1-1 住宅防火対策の推進

<取組方針>

高齢者を中心とした火災による死者の発生を低減させるため、住宅火災の出火傾向に基づき、住民に対する効果的な火災予防の普及啓発活動を展開します。

住宅用火災警報器の適切な維持管理、取替え及び連動型の推奨等について、効果的なPR活動を実施するとともに、点検・取替えに係る支援体制の充実を図ります。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
住宅防火対策の普及	●高齢者世帯への戸別訪問による出火防止の啓発 ●出火原因など火災統計データを活用した広報活動 ●映像活用による「くらしの防火セミナー」の開催
住宅用火災警報器の維持管理及び取替えの推進	●直接住民と接する機会の多い家電量販店等と連携した周知広報策の強化 ●関係機関と連携した高齢者世帯等に対する支援体制の充実



イ 個別施策１－２ 防火対象物の火災予防対策推進

<取組方針>

防火対象物における出火防止を図るため、効果的な啓発及び防火管理体制の充実強化を図ります。

建物の防火安全性を確保するため、消防同意事務を適正に執行するとともに、立入検査により早期の違反是正を推進します。

立入検査及び違反処理等を適正に実施するため、専門知識を有する職員の養成とあわせ、新たなシステムの導入を検討します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
防火対象物における出火防止対策の強化	●チェックリスト活用による出火防止の啓発 ●防火管理者の育成及び避難訓練指導による自主防火管理体制の充実 ●消防用設備等点検結果報告及び防火対象物定期点検結果報告の推進
建物の防火安全性確保及び違反是正の推進	●審査票を活用した消防同意事務の適正執行 ●消防法令違反のある防火対象物への立入検査及び関係部局と連携した違反是正
専門知識を有する職員の養成	●消防大学校予防科への入校やジョブローテーション（※）による人材育成
デジタルトランスフォーメーションの推進	●各種届出の電子申請化の推進 ●タブレットを利用した立入検査支援システム等の導入検討

※ジョブローテーション：職員の能力開発や人材育成を目的とした戦略的な人事異動

【防火対象物の立入検査】



ウ 個別施策１－３ 火災調査体制の強化

<取組方針>

火災態様の変化とともに多様化・複雑化してきている出火原因の究明に必要な鑑識用資器材を整備します。専門知識を有する職員を養成し、火災調査体制の充実強化を図ります。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
火災調査体制の充実強化	●火災調査マニュアルの作成 ●年次計画による鑑識用資器材の整備 ●消防大学校火災調査科への入校及び火災調査研修会の開催による人材育成 ●火災調査体制見直しの検討

【火災原因調査車及び資器材】



(2) 施策体系2 危険物等事故防止対策の推進

<現状>

全国的に危険物施設における火災発生原因は、操作確認不十分や維持管理不十分などの人的要因が多く、流出漏えい事故では施設等の腐食疲労等、劣化による物的要因が半数以上を占めています。一方、産業保安施設における流出漏えい事故では、人的要因が多くなっています。

管内における平成28(2016)年からの5年間では、危険物施設における火災が1件、危険物・産業保安施設における流出漏えい等の事故が6件発生し、発生原因は人的要因が5件、物的要因が2件でした。

防火・事故防止及び施設の維持管理を図るため、計画的な立入検査により指導に取り組んでいます。また、近年、度重なる風水害等により社会的影響度が高い事故が発生しており、自然災害に対する事故防止対策を強化する必要があります。

《課題》

- ◆ 事業所における防火意識の向上
- ◆ 危険物等流出漏えい事故の防止
- ◆ 経年劣化する危険物施設等の維持管理
- ◆ 許認可事務及び立入検査に関する専門知識を有する職員の養成

★個別施策★

- 2-1 危険物施設における安全対策の充実
- 2-2 産業保安施設における安全対策の充実

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
地下タンク油流出防止対策実施率	89.4%	91.9%

ア 個別施策２－１ 危険物施設における安全対策の充実

<取組方針>

危険物施設における防火・事故防止の啓発を行うとともに、経年劣化する施設等の維持管理を図り、風水害等の自然災害に対する事故防止対策を強化します。また、施設の安全性を確保するため、許認可事務を適正に執行し、立入検査により早期の違反是正を推進します。

原子力発電所危険物施設における保安管理体制の維持を継続します。

立入検査等を適正に実施するため、専門知識を有する職員の養成とあわせ、新たなシステムの導入を検討します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
危険物施設における防火・事故防止対策の強化	●チェックリスト活用による防火・事故防止の啓発 ●ガイドラインに沿った自然災害対策の策定指導 ●腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに対する流出防止対策の指導強化
施設の安全性確保及び違反是正の推進	●審査票を活用した許認可事務の適正執行 ●計画的な立入検査による保安意識の向上及び関係機関と連携した違反是正
原子力発電所危険物施設の保安管理体制の維持	●危険物施設（全施設）への計画的な立入検査
専門知識を有する職員の養成	●消防大学校危険物科への入校やジョブローテーションによる人材育成
デジタルトランスフォーメーションの推進	●各種届出の電子申請化の推進 ●タブレットを利用した立入検査支援システム等の導入検討

【危険物屋外タンク貯蔵所の完成検査】



イ 個別施策２－２ 産業保安施設における安全対策の充実

<取組方針>

産業保安施設における事故防止の啓発を行い、違反是正を推進します。

経年劣化する施設等の維持管理を図り、風水害等の自然災害に対する事故防止対策を強化します。また、施設の安全性を確保するため、許認可事務を適正に執行します。

立入検査等を適正に実施するため、専門知識を有する職員を養成するとともに、水素社会の実現に向け普及が進められている、水素エネルギーの特徴や水素ステーション等の構造設備などに関する知識の習得に努めます。

<整備の基本方針>

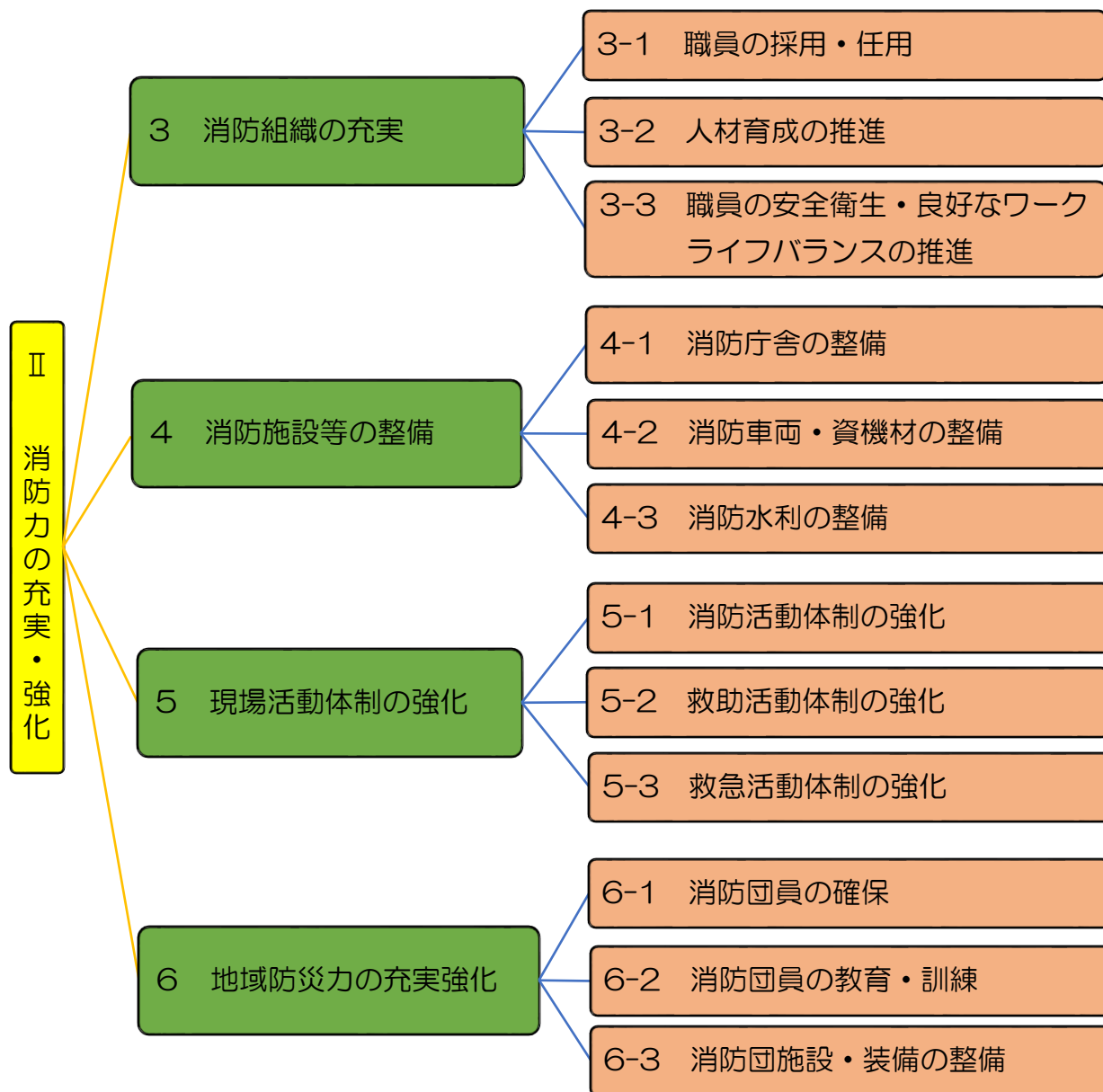
項 目	事 業 内 容
産業保安施設における事故防止対策の強化及び違反是正の推進	●計画的な立入検査による事故防止の啓発、保安意識の向上及び関係機関と連携した違反是正 ●ガイドラインに基づく自然災害対策の指導強化
施設の安全性確保	●審査票を活用した許認可事務の適正執行
専門知識を有する職員の養成	●経済産業省が主催する高圧ガス保安法研修、液化石油ガス法研修及び火薬類取締法研修の受講やジョブローテーションによる人材育成

【液化石油ガス特定供給設備の立入検査】

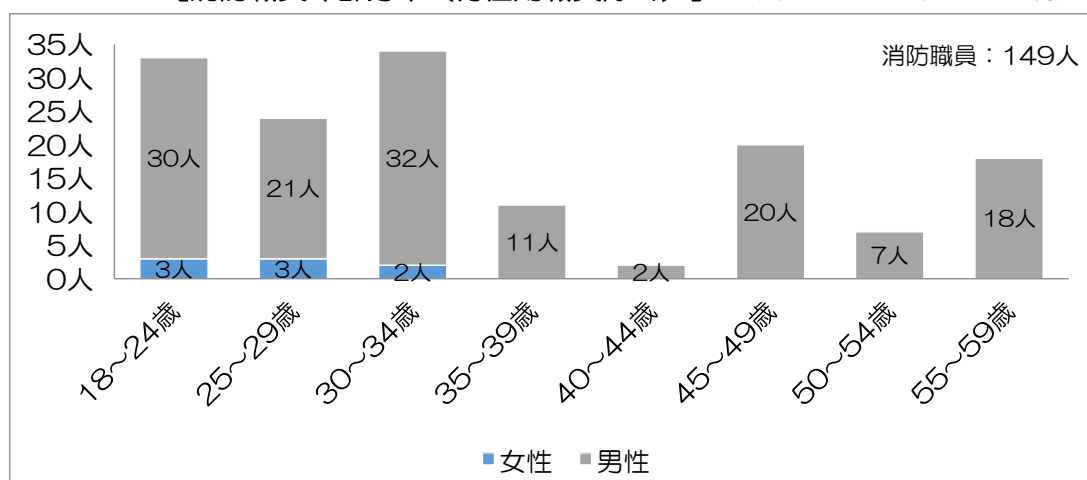


2 基本方向Ⅱ 消防力の充実・強化

基本方向Ⅱでは、4つの施策体系と12の個別施策により消防力の充実・強化を図ります。



【消防職員年齢分布（再任用職員除く）】 令和3(2021)年4月1日現在



(1) 施策体系3 消防組織の充実

<現状>

平成30（2018）年4月に消防職員の条例定数を155人に引き上げ、人事当局と協議し計画的な採用を図ってきました。また、定年退職者の豊富な知識と経験を十分に活用するために、平成26（2014）年度から再任用制度を運用しています。

このように職員の増員や機構改革により体制強化を図り、消防力の向上に努めてきましたが、近年のベテラン職員の退職により、組織の若返りが図られた一方で経験不足が課題となっています。平成19（2007）年7月の中越沖地震以降の採用職員は92人で、消防職員の約60%を占めています。消防に関する高度な知識及び技術の習得を目指し、新潟県消防学校等の教育機関への入校を推進するとともに、活気にあふれる優秀な人材の育成のため、知識・技術の伝承と人材育成方針に基づいた教育が急務です。

国においては、人口減少による労働力の確保や業務の多様化等を目的に、女性の職業生活における活躍を推進しています。当消防本部の女性消防吏員割合は、令和3（2021）年度の採用で5.3%となり、総務省消防庁が定める令和8（2026）年度当初までの目標数値5.0%に達していますが、男女を問わず、働きやすい職場環境の整備が必要となります。

救急件数は増加し、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染拡大への対応など、現場で活動する救急隊等の感染対策を含めた労務管理の強化は重要です。

《課題》

- ◆ 定年引上げの実施に伴う再任用制度を含めた消防体制の整備
- ◆ 若手職員及び指導者の人材育成
- ◆ 女性活躍の推進
- ◆ 良好なワークライフバランス（※）の推進
- ◆ 労務管理を含めたメンタルヘルス対策

※ワークライフバランス：仕事と生活の調和

★個別施策★

- 3-1 職員の採用・任用
- 3-2 人材育成の推進
- 3-3 職員の安全衛生・良好なワークライフバランスの推進

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
柏崎市消防本部人材育成方針に基づく 訓練・研修	10回	15回

ア 個別施策３－１ 職員の採用・任用

<取組方針>

適正な人材の確保のため人事当局と協議を行いながら、職員採用指針に基づき、安定した採用を進めるとともに、職員採用計画の改訂を検討します。

救急救命士有資格者は、採用後、主に救急業務に従事しています。今後、消防吏員としてのスキルアップを目指した人事配置や、女性救急救命士の出産及び育児に係る休暇を考慮し、有資格者数を維持する必要があります。

また、知識・技術の伝承を目的に経験豊富な職員による現職員への研修体制を充実させます。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
新規職員の採用	●「柏崎市定員管理計画」に基づく確実な職員採用 ●定年引上げの実施に向けた職員採用計画改訂の検討 ●救急救命士有資格者の継続採用
知識・技術の伝承	●経験豊富な職員及び再任用職員による研修体制の拡充

【経験豊富な職員による研修】



イ 個別施策３－２ 人材育成の推進

<取組方針>

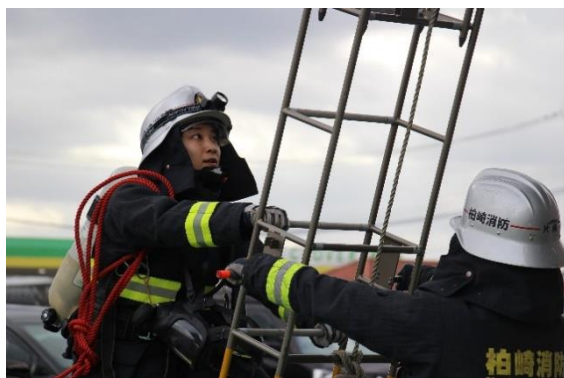
柏崎市消防本部人材育成方針に基づき、若手職員の能力開発に努めるとともに、自ら学び、考え、行動する自立した職員の育成を目指します。

消防に関する専門的な知識及び技術を有する職員を養成します。

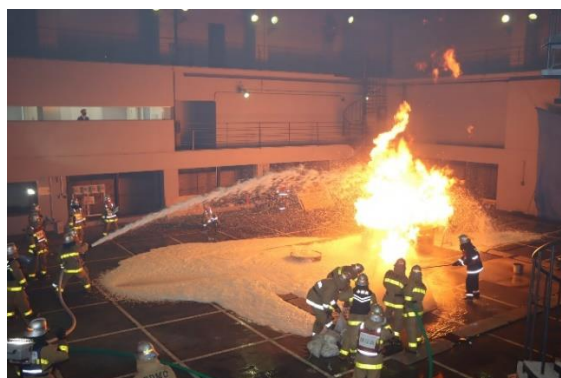
<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
訓練及び研修の拡充	●集合型訓練の拡充及びオンライン研修の導入 ●研修方法や教育技法の見直しによる指導者の育成
教育機関等の研修	●新潟県消防学校等の教育機関への入校 ●専門研修修了者による指導教育体制の充実
専門資格の取得推進	●救急救命士及び指導救命士 ●予防技術資格者 ●潜水土 ●小型船舶操縦士 ●小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習の受講 ●無人航空機ドローン操縦者

【人材育成方針に基づく訓練】



【消防大学校での訓練】



ウ 個別施策3-3 職員の安全衛生・良好なワークライフバランスの推進

<取組方針>

全国的には、公務災害やメンタルの不調を訴え長期療養を余儀なくされる職員が増えています。また、新型コロナウイルス感染拡大により、現場で活動する救急隊員等の精神的な負担が大きくなっていることも事実です。このようなストレスが積み重なり、疲労や省略行動等を原因とするヒューマンエラーを引き起こし、重大な事故につながる可能性があります。「消防業務等に関する労務管理の指針」に基づき、安全衛生管理対策を推進します。

女性が職業生活において活躍できる取組みを考慮しながら、男女を問わず「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」を実現し、働きやすい良好な職場環境の整備を目指します。

また、育児休業等長期休暇からの復帰や毎日勤務から隔日勤務への勤務形態の変更に係る復帰支援体制を確立します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
安全衛生管理対策の強化	●労務管理体制の強化 ●感染対策の強化 ●メンタルヘルス研修の実施 ●衛生管理者の養成
女性活躍の推進	●良好なワークライフバランスの推進 ●女性職員のキャリア形成の推進
復帰支援体制の構築	●長期休暇や勤務形態変更に係る復帰支援プログラムの作成

【公務災害防止対策セミナー】



(2) 施策体系４ 消防施設等の整備

<現状>

消防施設整備については下表のとおり実施し、令和３（２０２１）年度には消防本部地中熱利用設備設置工事が完了予定です。

通信体制の整備については、新潟県消防長会中越地区支会に「指令業務の共同運用」について意見提出を行い、平成２９（２０１７）年度から令和元（２０１９）年度にかけて中越地区５消防本部で検討を行いましたが、現状での共同化は難しいとの結論に至りました。しかし、将来を見据え指令業務の共同運用について、継続して検討する必要があります。

一方、１１９番通報の多様化に伴い「Net 119緊急通報システム（※１）の共同化」について、新潟市消防局から県下における共同運用が提案されています。

消防車両については、使用年数等を考慮しながら更新しています。

消防水利については、「消防力の整備指針・消防水利の基準」に基づいて整備し、管径や効果的な配置を考慮しながら、平成２９（２０１７）年度から令和２（２０２０）年度にかけて、１９基の消火栓と８基の耐震性防火水槽を整備しました。その中に１００ｍ³耐震性防火水槽１基も含まれます。

※１ Net 119緊急通報システム：会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者がスマートフォン等の通信端末を利用し、音声によらない通報を行えるシステム

【第二次計画期間の整備状況】

年 度	整 備 状 況
平成２９年度	◇西分署開署 ◇消防ポンプ自動車（西分署）、救急自動車（出雲崎分遣所）及び火災原因調査車更新 ◇消火栓６基、防火水槽（４０ｍ³）２基新設
平成３０年度	◇高機能消防指令センター（※２）機器購入 ◇車両動態位置管理システム（ＡＶＭ）機器購入 ◇救急自動車（西分署）更新 ◇消火栓６基、防火水槽（４０ｍ³）２基新設
令和元年度	◇消防本部駐車場融雪施設整備（消雪パイプ） ◇救助工作車及び救急自動車（本署）更新、はしご自動車メンテナンス ◇消火栓２基、防火水槽（４０ｍ³）２基新設
令和２年度	◇訓練塔改修工事 ◇水槽付消防ポンプ自動車（西分署）更新 ◇消火栓５基、防火水槽（４０ｍ³・１００ｍ³）各１基新設

※２ 高機能消防指令センター：最新鋭のコンピューター機器と最新の通信機器を駆使し、１１９番受付から出動指令までの時間を短縮、その災害活動が終了するまでの一連の指令業務を迅速かつ的確に行うシステム

《課題》

- ◆ 高機能消防指令センター機器更新
- ◆ 指令業務の共同運用に関する検討
- ◆ Net 119 緊急通報システム共同運用
- ◆ 消防車両・消防資機材の整備計画の見直し
- ◆ 消防水利の整備計画の見直し

★個別施策★

- 4-1 消防庁舎の整備
- 4-2 消防車両・資機材の整備
- 4-3 消防水利の整備

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
消火栓	1,776 基	1,784 基
防火水槽	203 基	207 基

(注) 基準内の消防水利数

【西分署】



ア 個別施策４－１ 消防庁舎の整備

<取組方針>

将来を見据えると、人口減少等により自治体消防単独による高機能消防指令センターの運営は困難となることが予想されます。このため、「新潟県消防広域化等に関する推進計画」に基づき、指令業務の共同運用についての検討を継続します。

現行の高機能消防指令センターについては、耐用年数を経過した機器を順次更新し、適切な維持管理に努めます。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
高機能消防指令センター機器更新	●令和４（２０２２）年度 指令台関連機器更新 ●令和６（２０２４）年度 コンピューター関連機器更新 ●令和７（２０２５）年度 消防救急デジタル無線更新 Ⅰ期（消防本部、高柳分遣所）
指令業務の共同運用に関する検討	●指令業務の共同運用に向け新潟県へ継続検討の要請
Net119緊急通報システム共同運用	●聴覚・言語機能障がい者の緊急通報手段の確保

【高機能消防指令センター】



【119番受付の様子】



イ 個別施策4-2 消防車両・資機材の整備

<取組方針>

迅速な現場活動を行うためには、消防車両・資機材の整備が重要な要素となります。整備を確実に継続することにより、消防職員の安全確保や災害対応の強化、そして何よりも市民の安全・安心な生活を守ることに繋がります。

計画に基づいた車両更新やメンテナンスを実施するとともに、使用年数及び劣化を考慮しながら資機材を整備します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
車両更新及びメンテナンス	●化学消防自動車及びはしご自動車のメンテナンス ●指令車、救急自動車、救急輸送車の更新
消防資機材の更新	●エアータントの更新 ●潜水資機材の更新

【消防力の整備指針に基づく消防車両の基本台数と現有数】

令和3（2021）年4月1日現在

区 分	基準台数	現有台数
指揮車	1台	1台
消防ポンプ自動車	6台	7台
はしご自動車	2台	2台
化学消防自動車	3台	2台
救急自動車	5台	5台
救助工作車	1台	1台
特殊車等	地域の実情に応じて配置	7台
非常用消防ポンプ自動車	1台	1台
非常用救急自動車	1台	1台
合計	—	27台

【車両のメンテナンス（はしご自動車）】



ウ 個別施策4－3 消防水利の整備

<取組方針>

消火栓については、充足率の向上を図るとともに、幹線道路や線路等により消防活動上支障となる地域への設置を検討します。

防火水槽については、震災等により消火栓が広域的・長期的に使用不能となることを想定し、木造建築物が密集する市街地の地区コミュニティ単位に耐震性防火水槽の設置を検討します。

降積雪時における消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の除雪を計画的に行います。また、必要に応じて消防団へ水利除雪の協力を要請します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
消防水利の整備	●消火栓2基新設（毎年度） ●防火水槽1基新設（毎年度） ●現有消防水利の維持管理
降積雪時の消防水利の確保	●消防水利除雪計画に基づく除雪体制の強化 ●消防団との協力体制の維持

【耐震性防火水槽(40 m³)設置工事】



【降積雪時の消防水利の確保】



(3) 施策体系5 現場活動体制の強化

<現状>

消防活動体制については、平成28（2016）年12月に発生した糸魚川市大規模火災を受け、平成29（2017）年4月に「木造建物密集区域及び特殊建物等警防計画」を策定しました。また、平成30（2018）年に無人航空機ドローン2機の寄贈を受け、災害時の安全、能率的運用を図るため、「柏崎市消防本部無人航空機運用要綱」を策定し、水難事故や山岳遭難者等の搜索活動に活用しています。その操縦には一定の技術が求められており、操縦者の育成を継続する必要があります。

救助活動体制については、近年の災害は多様化・複雑化しており、特に自然災害及び大規模なイベント開催時のテロ災害や CBRNE 災害（※）が懸念されています。令和元（2019）年度に救助工作車を更新し、あらゆる災害に迅速、的確に対応できるよう救助体制の確立に努めています。

救急活動体制については、令和元（2019）年に救急件数が4,000件を超え、多様化する救急現場での対応力向上のため、指導救命士を養成し、救急隊員のスキルアップに努めています。

また、傷病者の社会復帰のためには、応急手当実施率の向上が必要不可欠であることから、地域住民のニーズに沿った応急手当普及啓発活動を実施しています。

※ CBRNE（シーバーン）災害：化学物質（Chemical）、生物（Biological）、放射性物質（Radiological）、核（Nuclear）、爆発物（Explosive）による特殊な災害

《課題》

- ◆ 消防活動力の強化
- ◆ 無人航空機ドローンを活用した災害現場との情報共有体制の定着
- ◆ 多様化・複雑化する災害への対応力強化
- ◆ 指導救命士による教育体制の充実
- ◆ 救急隊の現場対応力向上
- ◆ 予防救急、救急車適正利用及び応急手当普及啓発の推進

★個別施策★

- 5-1 消防活動体制の強化
- 5-2 救助活動体制の強化
- 5-3 救急活動体制の強化

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
無人航空機ドローン操縦者総数	10人	30人
CBRNE 災害等に対する訓練	1回	2回
指導救命士による事後検証会	2回	4回

ア 個別施策５－１ 消防活動体制の強化

<取組方針>

災害現場では、指揮隊を中心とした組織的な部隊運用が要求されています。迅速に対応するため消防活動計画の見直しを図ります。

各種災害での無人航空機ドローンを活用した活動が重要視されることから、災害現場と消防災害対策本部を映像・音声通信でリアルタイムに共有する体制を定着させ、災害対応力を強化します。

緊急車両の通行や消防活動の支障となる地域を調査し、円滑な消防活動の実施に向けて関係機関と連携します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
活動計画の見直し 及び訓練体制の充 実	●自然災害等を踏まえた消防活動計画の見直し及び対応訓練
災害現場情報の共 有	●無人航空機ドローンの活用及び操縦者の育成 ●現場中継システムの活用によるデジタルトランスフォーメー ションの推進
関係機関との連携	●幅員の狭い道路等について市関係部局との継続協議

【消防本部保有 無人航空機ドローン】



イ 個別施策５－２ 救助活動体制の強化

<取組方針>

救助事案への対応力向上のために、消防活動計画の初動対応要領などの見直しを図るとともに、署内訓練と研修体制を充実させ、専門的な知識及び技術を有する救助隊員を育成します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
活動計画の見直し 及び訓練体制の充 実	●テロ災害、CBRNE 災害等に係る消防活動計画の見直し及び対応訓練 ●次世代自動車（※）による事故等への対応訓練 ●水難救助訓練 ●山岳救助訓練 ●地震災害等対応訓練
研修体制の充実	●新潟県消防学校特殊災害科、高度救助コースへの入校 ●踏切施設及び鉄道車両機器説明会 ●エレベーター事故に関する教育訓練

※次世代自動車：ハイブリット自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車

【CBRNE 災害対応訓練】



ウ 個別施策５－３ 救急活動体制の強化

<取組方針>

多様化する救急事案への対応力向上のために、若年化が進む救急隊員に対し指導救命士による教育体制を充実します。

高齢化及び独居化の進展による救急需要の増加が予想されるため、救急事故を未然に防ぐ予防救急を推進するとともに、応急手当普及啓発に努めバイスタンダー（※）を育成します。

※バイスタンダー：救急現場に居合わせ、応急手当の実施が期待できる人

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
指導救命士による教育体制の充実	●教育技法及び指導要領についての研修会を実施 ●事後検証会及び救急技術研修会の継続実施
救急需要増加への対応	●SNS 等を活用した予防救急推進 ●救急車適正利用のPR ●応急手当講習会の定期開催、応急手当普及員の養成継続

【指導救命士による事後検証会】



【応急手当講習会】



【過去５年間にける応急手当講習会の実施回数】

区分	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年	令和２年
普通救命講習Ⅰ	60回	38回	46回	44回	13回
普通救命講習Ⅱ	1回	1回	0回	0回	0回
普通救命講習Ⅲ	8回	9回	8回	8回	3回
上級救命講習	2回	0回	2回	0回	0回
救命入門コース	31回	34回	43回	37回	13回
その他の講習	42回	55回	58回	45回	7回

（注）令和２年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、応急手当講習会実施回数は減少する。

(4) 施策体系6 地域防災力の充実強化

<現状>

全国的に地域の消防防災体制の中核的な存在である消防団員が年々減少しており、過去5年間の本市における消防団員数は1,400人前後で推移しています。平成29(2017)年11月に学生消防団員の入団、平成31(2019)年4月に機能別消防団を発足するとともに条例定数の見直しを行い、消防団員の確保に取り組んでいます。

消防団施設・装備の整備としては、耐切創性手袋及び防寒衣を全消防団員に配備したほか、発電機や背負い式手動ポンプを整備しました。小型動力ポンプ付積載車は更新計画に基づき順次整備し、平成30(2018)年度には総務省消防庁から救助資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車を借り受け、令和元(2019)年度にはホース乾燥機を更新しました。

消防団員の教育・訓練として、新潟県消防学校への入校、小型動力ポンプ取扱訓練、車両運転訓練及びチェーンソー取扱訓練などの基本訓練、消防署との合同訓練を実施し、消防団員の知識・技術の向上に努めています。

地域との関わりとして、柏崎市防災訓練等の各種イベントにおいて、応急手当普及員資格を持つ学生消防団員、女性消防団員による応急手当指導を実施しています。

【柏崎市消防団員数 条例定数 1,478人】

各年 4月1日現在

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
男性団員数	1,347	1,346	1,359	1,340	1,256
女性団員数	26	35	49	58	56
合 計	1,373	1,381	1,408	1,398	1,312

<<課題>>

- ◆ 消防団員の確保
- ◆ 消防団組織の再編
- ◆ 消防団員の処遇改善
- ◆ 消防団員の教育訓練体制の構築
- ◆ 消防団車両・資機材の整備

★個別施策★

- 6-1 消防団員の確保
- 6-2 消防団員の教育・訓練
- 6-3 消防団施設・装備の整備

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
人口千人当たりの消防団員数	16.8人	17.0人
消防署との連携訓練	1回	2回

ア 個別施策6－1 消防団員の確保

<取組方針>

消防団員の減少が進む中、女性消防団員や学生消防団員等を含む消防団への加入促進にあわせ、過疎化などで消防団員の確保が難しい班においては消防団組織の再編を行い、一部の消防団員への負担集中を軽減します。

令和3（2021）年4月の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を受け、消防団員の処遇改善について十分な検討を行います。

消防団員の確保と地域防災力の維持・向上を目指し、消防団の存在意義や役割、やりがいなどが伝わるような広報を展開し、消防団員の加入促進を図ります。

また、消防団員からの個人情報の報告、災害出動等の指示、出動報告などを管理する新たなシステムの構築を検討します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
消防団組織の再編	●地域の実情に応じた班統合の継続
消防庁長官通知に基づく処遇改善	●年額報酬、出動報酬改正の継続検討 ●ポンプ操法など訓練のあり方についての検討
消防団員加入促進の広報	●ホームページや広報誌、SNSなどを活用した広報活動 ●消防団PRビデオの作成
新たな消防団員管理システムの構築	●出動報告等の管理システムの構築検討によるデジタルトランスフォーメーションの推進

【消防団員を応援するサポートショップ募集広報】

にいがた消防団員サポート制度

サポートショップ大募集!!

制度開始 平成28年12月1日（現在の制度は継続してありません。）

消防サポートPASSPORT制度で、消防団員及びそのご家族へのサービス提供
① 消防サポートカード、消防サポートカードのサービス、消防サポートカードのサービス

サポートショップへのお願い

消防サポートショップには、この消防サポートカード（ATM）を貼っていただく必要があります。

サポートショップのメリット

サポートショップには、3つのメリットが期待できます。

① 消防サポートカードを受け取ることができます。
② 消防サポートカードのサービスを受けることができます。
③ 消防サポートカードのサービスを受けることができます。

申込み 消防団員及びそのご家族、消防団の「サポートショップ」を希望する消防団員が対象です。

新潟県 にいがた消防団員サポート制度

イ 個別施策6－2 消防団員の教育・訓練

<取組方針>

大規模災害の発生時に、広範にわたりその力を発揮できるのは消防団です。市民の安全・安心な生活を守るため、地域の実情に精通した消防団を中核とし、地域防災力の強化を図ります。

消防団活動に係る専門知識及び技術の習得に努めるとともに、消防署と連携した訓練を継続します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
地域防災力の強化	●自主防災組織と連携した防災訓練の実施
消防団員の教育訓練の充実	●新潟県消防学校消防団員教育訓練課程への入校 ●応急手当普及員資格の取得 ●大規模災害等を想定した消防署との連携訓練の実施

【実技研修（チェーンソー取扱い）】



【消防団員への応急手当普及員養成講習】



【大規模火災を想定した消防署との連携訓練】



ウ 個別施策6－3 消防団施設・装備の整備

<取組方針>

車両更新計画に基づき、小型動力ポンプ付積載車の更新を進めます。あわせて、総務省消防庁に消防団無償貸付車両の配備を要望し、更なる防災力の強化を目指します。

また、老朽化した防火衣の更新など装備の充実を図り、消防団員の安全確保に努めます。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
消防団車両・装備の 充実	●小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプの更新 ●消防団無償貸付車両配備の要望 ●防火衣の更新及び防火用長靴の配備 ●全消防団員への救命胴衣配備

【小型動力ポンプ付積載車の更新】

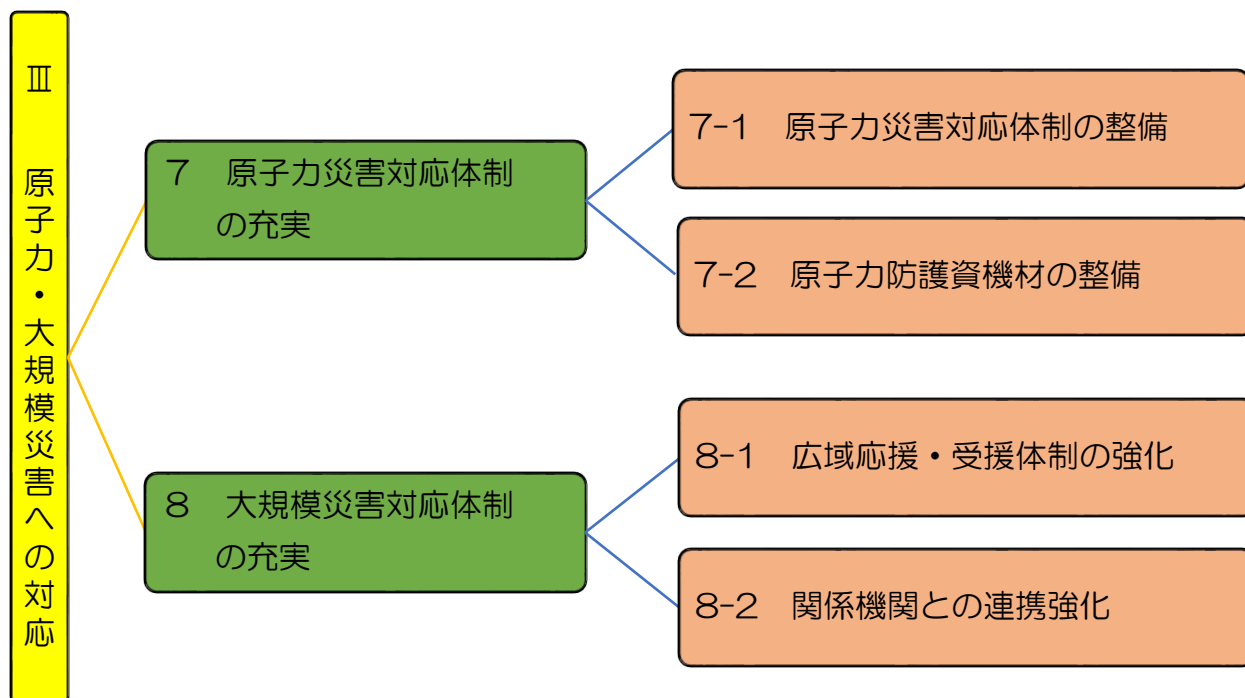


【救命胴衣の配備】



3 基本方向Ⅲ 原子力・大規模災害への対応

基本方向Ⅲでは、2つの施策体系と4つの個別施策により原子力・大規模災害対応体制の充実を図ります。



【原子力広報車と除染シャワーテント】



(1) 施策体系 7 原子力災害対応体制の充実

<現状>

平成23（2011）年の福島第一原子力発電所事故以降、全国の原子力発電所等が立地する消防本部の災害対応体制も大きく変遷し、各種計画・マニュアルを見直しました。

平成30（2018）年11月に発生した東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）荒浜側洞道内ケーブル火災の発生を受け、情報伝達訓練及び検証を実施したほか、自衛消防隊に対する訓練指導及び合同訓練を継続しています。

また、令和元（2019）年6月の総務省消防庁予防課特殊災害室長発出の「原子力施設管轄消防本部と原子力規制事務所との連携について」を受け、原子力規制事務所と連携した立入検査及び合同訓練の監視・指導を行うとともに、防火安全対策連絡会を開催し、原子力発電所における火災防護体制の強化に努めています。

《課題》

- ◆ 原子力発電所における火災防護体制の強化
- ◆ 放射線防護資機材の整備

★個別施策★

7-1 原子力災害対応体制の整備

7-2 原子力防護資機材の整備

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
警防調査	2回	4回
自衛消防隊への訓練指導及び合同訓練	4回	4回
原子力発電所への立入検査	20回	20回

ア 個別施策 7-1 原子力災害対応体制の整備

<取組方針>

原子力発電所構内の警防調査を実施するとともに、自衛消防隊に対する訓練指導や合同訓練を継続的に行い、連携力を強化します。

原子力規制事務所と連携し、原子力発電所における火災防護体制の強化に向けた取り組みを継続します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
原子力発電所における火災防護体制の強化	●警防調査による地理、施設及び消防水利の把握 ●自衛消防隊への放水要領及び資機材取扱い等の訓練指導 ●管理区域内の火災等を想定した合同訓練 ●火気作業等の安全性確認、防火対象物・危険物施設の立入検査及び合同訓練の監視・指導 ●防火安全対策連絡会の定期開催

【警防調査】



【自衛消防隊への訓練指導】



【合同訓練】



イ 個別施策 7-2 原子力防護資機材の整備

<取組方針>

消防職団員の安全確保に必要な放射線防護資機材については、耐用年数を考慮し更新整備を行うとともに、測定機器の定期点検など維持管理を徹底します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
放射線防護資機材の整備・維持管理	●防護服、呼吸保護具、放射線測定器、原子力広報車、除染シャワーテント等

【原子力防護資機材（県貸与）保有状況】

令和3（2021）年4月1日現在

防護服	放射線防護服		20着
	簡易化学防護服（タイベック）		2,824着
	アノラック（上下）		1,290着
呼吸保護具	空気呼吸器		37器
	空気呼吸器ボンベ		74本
	防護マスク（半面）		430個
放射線測定器	空間線量率測定器	電離箱式サーベイメータ	7台
		NaIシンチレーションサーベイメータ	1台
	表面汚染検査計	GM管式汚染サーベイメータ	12台
	個人用線量計	デジタル式ポケット線量計	430台
その他	原子力広報車、原子力防災資機材庫、手袋、オーバーシューズ、防護長靴、携帯無線機、車載型無線機、トランシーバー、トランジスタメガホン、防護マスク吸収缶、汚染防護シート、除染シャワーテント		

【原子力防護資機材（放射線測定器）】



(2) 施策体系8 大規模災害対応体制の充実

<現状>

平成7（1995）年の緊急消防援助隊創設から、当消防本部が出動した実績は、平成8（1996）年12月の蒲原沢土砂災害（新潟県糸魚川市、長野県小谷村）、平成20（2008）年6月の岩手・宮城内陸地震（岩手県一関市）、平成23（2011）年3月の東日本大震災（宮城県石巻市）、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨（茨城県常総市）、令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風による災害（長野県長野市）の計5回です。特に東日本大震災では、全国から緊急消防援助隊が被災地に駆け付け、当消防本部からも延べ22隊53人を派遣しました。

令和3（2021）年4月現在の当消防本部における緊急消防援助隊登録数は、消火隊4隊、救助隊1隊、救急隊1隊及び後方支援隊1隊の計7隊となっています。

関係機関との連携として、平成29（2017）年4月に柏崎地区生コンクリート協同組合と「災害時における消防用水の搬送に関する協定」、柏崎総合医療センターと「大規模災害時における柏崎総合医療センターDMATと柏崎市消防本部の連携に関する協定」を締結し、災害を想定した合同訓練や相互で資機材の事前確認等を実施しました。平成30（2018）年9月の北海道胆振東部地震や令和元（2019）年6月の山形県沖地震の際にはDMAT出動要請にあわせ、迅速に対応し連携を図ることができました。

《課題》

- ◆ 大規模災害発生時における応援・受援体制の強化
- ◆ 消防防災関係機関等との連携強化
- ◆ 関係機関（国、県、構成市町村、警察、医療機関など）との連携強化

★個別施策★

- 8-1 広域応援・受援体制の強化
- 8-2 関係機関との連携強化

★目標指標★

指標項目	現状数値 (令和2(2020)年度)	目標数値 (令和7(2025)年度)
消防災害対策本部運営訓練等の大規模災害対応訓練	3回	6回

ア 個別施策８－１ 広域応援・受援体制の強化

<取組方針>

自然災害や大規模災害の発生に備え、応援・受援体制など、あらゆる場面を想定し、緊急消防援助隊等との連携を強化します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
大規模災害発生における 応援・受援体制の強化	●緊急消防援助隊受援計画の見直し ●緊急消防援助隊訓練への参加 ●消防災害対策本部運営訓練等の継続実施

【緊急消防援助隊ブロック訓練】



【消防災害対策本部運営訓練】



イ 個別施策８－２ 関係機関との連携強化

<取組方針>

隣接消防本部との合同訓練をはじめ、消防関係機関との各種災害に応じた連携訓練を継続します。

また、協定締結機関と連携し災害対応力を強化します。

<整備の基本方針>

項 目	事 業 内 容
消防防災関係機関との連携強化	●隣接する3消防本部との合同訓練 ●新潟県消防防災航空隊との合同訓練 ●ドクターヘリ勉強会参加及びランデブーポイント（※）の追加整備 ●柏崎総合医療センターDMAT との合同訓練 ●柏崎地区生コンクリート協同組合との連携訓練

※ランデブーポイント：ドクターヘリの離着陸場（救急車との合流地点）

【隣接消防本部との合同訓練】



【新潟県消防防災航空隊との合同訓練】



【協定締結機関との合同・連携訓練】



第3章 資料編

1 基本方向Ⅰ 火災予防対策

(1) 市町村別出火件数（単位：件）

各年 12月31日現在

市町村	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
柏崎市	28	24	25	18	13
刈羽村	4	4	3	3	1
出雲崎町	3	4	4	2	0
合 計	35	32	32	23	14

(2) 住宅用火災警報器（単位：％（小数点第1位を四捨五入））

各年 6月1日現在

（令和2年は7月1日現在）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
設 置 率	93	94	94	94	92
条例適合率	86	87	87	87	88

（注）1 設置率：火災予防条例で設置が義務付けられている寝室や階段のうち、一箇所以上設置されている世帯の割合

2 条例適合率：火災予防条例で設置が義務付けられている寝室や階段の全てに設置されている世帯の割合

(3) 防火対象物（単位：棟）

各年 4月1日現在

区 分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
特定防火対象物	1,144	1,125	1,116	1,098	1,094
非特定防火対象物	2,767	2,781	2,776	2,785	2,786
合 計	3,911	3,906	3,892	3,883	3,880

（注）1 特定防火対象物：百貨店や旅館など不特定多数の人が出入りする建物や、病院、老人福祉施設など火災時に援助を必要とする人を収容する建物

2 非特定防火対象物：特定防火対象物以外の建物

(4) 危険物施設（単位：施設）

各年 4月1日現在

区 分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
貯蔵所	290	284	275	269	273
取扱所	177	177	175	172	171
合 計	467	461	450	441	444

(5) 産業保安施設（単位：施設、事業所）

各年 4月1日現在

区 分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
火薬類施設	16	16	16	14	14
武器（猟銃）施設	1	1	1	1	1
高圧ガス保安法事業所	165	165	152	151	154
液化石油ガス法事業所	50	50	46	43	41
合 計	232	232	215	209	210

2 基本方向Ⅱ 消防力の充実・強化

(1) 職員の教育機関入校状況（単位：人）

各年 3月31日現在

区 分	新潟県消防学校					消防大学校			
	初任 教育	専科 教育	幹部 教育	特別 教育	合計	専科 教育	総合 教育	実務 教育	合計
平成28年度	3	12	2	3	20	1	0	1	2
平成29年度	7	9	2	3	21	1	1	3	5
平成30年度	9	14	2	3	28	0	0	1	1
令和元年度	6	11	2	3	22	1	0	1	2
令和2年度	5	10	0	1	16	0	0	0	0

（注）令和2（2020）年度消防大学校の研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止又は入校辞退となる。

(2) 市町村別救助件数（単位：件）

各年 12月31日現在

市町村	区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
柏崎市	件 数	58	60	63	49	43
	活動件数	24	22	20	20	23
刈羽村	件 数	8	4	4	4	2
	活動件数	1	1	2	1	0
出雲崎町	件 数	5	5	4	0	3
	活動件数	3	3	3	0	1
管外	件 数	4	3	2	3	0
	活動件数	1	0	0	1	0
合 計	件 数	75	72	73	56	48
	活動件数	29	26	25	22	24

(3) 市町村別救急件数（単位：件・人）

各年 12月31日現在

市町村	区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
柏崎市	件 数	3,363	3,515	3,522	3,774	3,177
	搬送人員	3,184	3,348	3,330	3,564	2,975
刈羽村	件 数	160	187	181	188	131
	搬送人員	146	172	170	167	121
出雲崎町	件 数	271	249	251	242	249
	搬送人員	255	240	234	238	242
管外	件 数	10	7	10	8	7
	搬送人員	8	5	0	5	5
合 計	件 数	3,804	3,958	3,964	4,212	3,564
	搬送人員	3,593	3,765	3,734	3,974	3,343

(4) その他災害件数（単位：件）

各年 12月31日現在

区分	自火報	油漏洩	誤報等	自然災害	救急支援	ヘリ支援	その他	合計
平成 28 年	43	23	10	8	120	25	89	318
平成 29 年	58	32	7	32	142	62	83	416
平成 30 年	55	21	12	13	152	72	115	440
令和元年	45	31	14	28	170	117	72	477
令和 2 年	55	25	4	8	111	104	80	387

(5) 緊急通報等受付件数（単位：件）

各年 12月31日現在

区分	119 番	携帯 119	携帯転送	一般電話	警察電話	高速管制	かけつけ	無線等
平成 28 年	2,373	1,134	13	369	239	28	25	51
平成 29 年	2,520	1,153	20	380	297	12	29	67
平成 30 年	2,427	1,211	22	398	226	16	32	57
令和元年	2,457	1,429	16	410	246	15	27	134
令和 2 年	2,046	1,173	12	395	192	23	24	107

区分	問合せ	試験	いたずら	まちがい	その他	合計
平成 28 年	354	391	14	171	137	5,299
平成 29 年	326	330	55	160	105	5,454
平成 30 年	268	330	36	186	110	5,319
令和元年	246	503	13	178	190	5,864
令和 2 年	189	389	12	166	216	4,944

(6) 消防水利数（単位：基・％）

令和 3（2021）年 4 月 1 日現在

市町村	水 利 数		充足率
	消火栓	防火水槽	
柏崎市	2,300（1,776）	421（203）	92.28
刈羽村	165（68）	39（34）	63.06
出雲崎町	250（74）	89（63）	80.00

（注）（ ）内は基準内の消防水利数

3 基本方向Ⅲ 原子力・大規模災害への対応

(1) 広域応援・受援状況

年	災 害 名	派 遣 先
平成 7 年 1 月	阪神・淡路大震災	兵庫県神戸市
平成 8 年 12 月★	蒲原沢土石流災害	糸魚川市、長野県小谷村
平成 16 年 7 月	新潟・福島豪雨	三条市、見附市、中之島町
平成 16 年 10 月	新潟県中越地震	長岡市、小千谷市、川口町
平成 20 年 6 月★	岩手・宮城内陸地震	岩手県一関市
平成 23 年 3 月★	東日本大震災	宮城県石巻市
平成 23 年 7 月	新潟・福島豪雨	三条市
平成 24 年 5 月	南魚沼市八箇峠トンネル内爆発事故	南魚沼市
平成 27 年 9 月★	関東・東北豪雨	茨城県常総市
平成 28 年 12 月	糸魚川市大規模火災	糸魚川市
令和元年 10 月★	令和元年東日本台風（台風第 19 号）	長野県長野市

年	災 害 名	受 援
平成 19 年 7 月	新潟県中越沖地震	・新潟県広域消防相互応援協定に基づく受援：県内 18 消防本部 ・緊急消防援助隊航空隊：11 隊

(注) ★ は緊急消防援助隊として派遣

(2) 関係機関との連携訓練状況

ア 新潟県消防防災航空隊との合同訓練

年	訓 練 名	訓練場所
平成 29 年 9 月	かしわざき全市一斉防災訓練	アルフォーレ
平成 29 年 10 月	山岳救助連携活動訓練	佐藤池運動公園
平成 30 年 7 月	合同水難救助訓練	柏崎港
平成 30 年 10 月	合同山岳救助訓練	八石山
令和元年 7 月	合同水難救助訓練	柏崎港
令和 2 年 7 月	合同水難救助訓練	柏崎港
令和 3 年 7 月	合同水難救助訓練	柏崎港
令和 3 年 9 月	合同山岳救助訓練	八石山

イ 近隣消防本部との合同訓練

年	関係機関	訓練場所
令和2年11月	上越地域消防局 頸北消防署	大泉寺観音堂
令和2年11月	十日町地域消防本部	山中トンネル
令和2年11月	長岡市消防本部 関原出張所	油田地区集会所

ウ 柏崎総合医療センターDMATとの合同訓練

年	訓練名	訓練場所
平成29年7月	大規模地震時医療活動訓練	新潟市（新潟空港）
平成29年9月	かしわざき全市一斉防災訓練	アルフォーレ
平成29年9月	東北ブロックDMAT参集訓練	福島県
平成30年8月	大規模地震時医療活動訓練	新潟市（新潟空港）
平成30年10月	東北ブロックDMAT参集訓練	秋田県
令和元年11月	消防技術大会NBC想定訓練	消防本部
令和元年11月	東北ブロックDMAT参集訓練	長岡赤十字病院他
令和3年3月	DMAT資器材積み込み訓練 救急車内養生訓練	柏崎総合医療センター

エ 柏崎地区生コンクリート協同組合との合同訓練

年	訓練名	訓練場所
平成31年2月	大規模火災想定訓練	消防本部
令和元年12月	大規模火災想定訓練	柏崎自動車学校
令和3年3月	大規模火災想定訓練	旧柏崎市役所



消防整備基本計画（第三次計画）

令和4（2022）年1月 策定

柏崎市消防本部 消防総務課

〒945-0034 新潟県柏崎市三和町8番51号

TEL 0257-24-1372

FAX 0257-22-1409

E-mail ks-somu@city.kashiwazaki.lg.jp